

府子本第391号
27初幼教第28号
雇児保発1207第1号
平成27年12月7日

各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県教育委員会幼稚園関係事務主管部課長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府子ども・子育て本部参事官
（子ども・子育て支援担当）
竹 林 経 治

（印影印刷）

内閣府子ども・子育て本部参事官
（認定こども園担当）
三 谷 卓 也

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
淵 上 孝

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
朝 川 知 昭

（印影印刷）

子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について

このたび、子ども・子育て支援新制度下において実施される指導監査等について、下記のとおり基本的な考え方をまとめました。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対する指導監査等の種類について

(1) 各施設及び事業に対する認可制度等に基づく指導監査（以下「施設監査」という。）について

各特定教育・保育施設等に対し認可を行う者は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）等に基づき、認可基準の遵守（職員配置基準や面積基準の遵守等）等の観点から、以下を踏まえ、施設監査を行うものである。

○対象となる施設・事業及び監査に係る根拠法並びに監査指針等

施設・事業	根拠法	監査指針等
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 373 号、27 文科初第 1136 号、雇児発 1207 第 1 号）
幼稚園	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）	従前の取扱いと同様、監査方針等は、必要に応じて、各都道府県が判断
保育所	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	児童福祉行政指導監査の実施について（平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号）
地域型保育事業	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（別途通知）

※ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として指導監査を実施。その上で、認定権者である都道府県の判断により、必要に応じ、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を実地調査

等により確認。

(2) 各施設及び事業に対する確認制度に基づく指導監査（以下「確認監査」という。）について

各特定教育・保育施設等に対し確認を行う者は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、確認基準の遵守並びに施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付及び特例地域型保育給付の支給に関する業務の適正な実施等の観点から、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 390 号、27 文科初第 1135 号、雇児発 1207 第 2 号）」を踏まえ、指導監査を行うものである。

(3) 各施設及び事業に対する業務管理体制の整備に関する検査について

子ども・子育て支援法第 55 条第 2 項に基づき特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）から業務管理体制の整備に関する事項の届出を受けた者は、法令遵守責任者の選任状況や法令順守に係る規定の適切な整備等の観点から、業務管理体制の確認検査を行うものであり、その留意点等については別途通知する。

2. 指導監査等を行うに当たっての留意事項について

1. に述べたとおり、子ども・子育て支援新制度下においては、各法令等に基づき、複数の指導監査等が行われることとなる。

その実施に当たっては、実施主体や監査事項について、一部重複が見られることから以下のとおり、都道府県及び市区町村において相互に連携して対応する等負担軽減に努め、効果的な指導監査となるよう努められたい。

- (1) 施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を同時に行う等、事前に都道府県及び市町村間で調整を行い、必要に応じて複数の監査を同時に実施する。
- (2) (1) の効率的な実施や広域入所が行われている場合の確認監査の効率的な実施等のため、監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図る。
- (3) 私立幼稚園については、従来よりそれぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを踏まえた対応を行うこと。
- (4) 幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について公認会計士又は監査法人の監査（以下「外部監査」という。）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村が行う会計監査を省略することができる。

<問合せ先>

○全体について

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

TEL03-5253-2111（内線 38350）

○施設監査について

・児童福祉法に関することについて

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL03-5253-1111（内線 7928）

・学校教育法に関することについて

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL03-5253-4111（内線 2714）

・認定こども園法に関することについて

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）

TEL03-5253-2111（内線 38445）

○確認監査について

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

TEL03-5253-2111（内線 38350）

○業務管理体制の確認検査について

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

TEL03-5253-2111（内線 38350）